

資料 2

# 大分市廃棄物処理施設使用料の改定について

## 資料編

平成 2 5 年 8 月

環境部清掃施設課

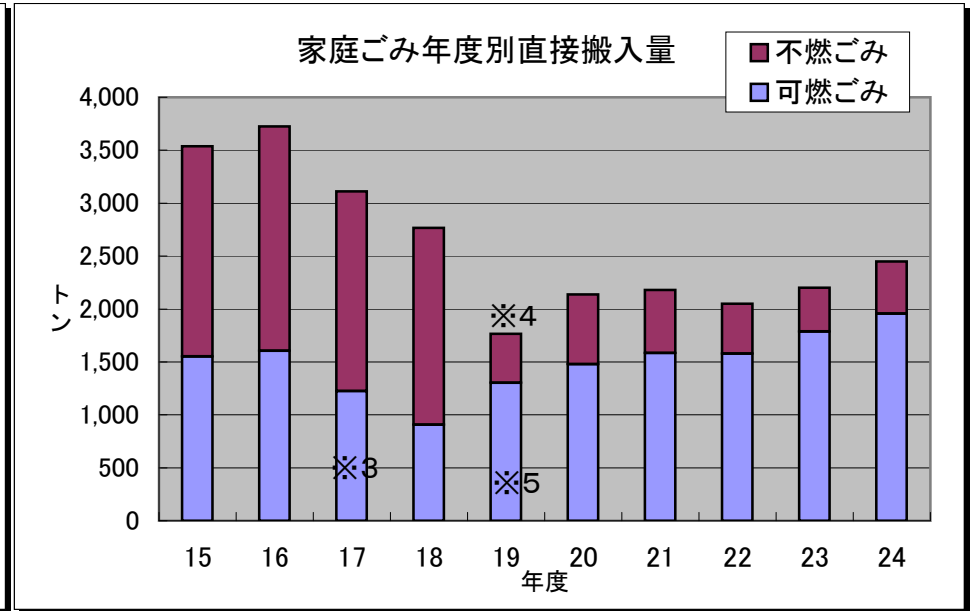
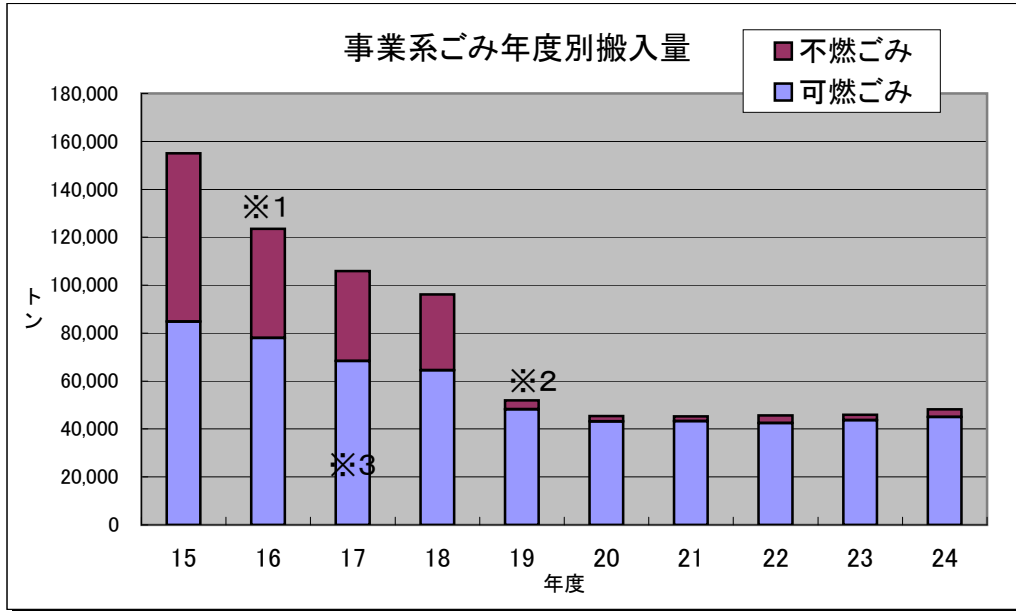
【資料1】ごみ処分原価、ごみ処分量及びごみ処分原価に対する使用料の割合の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ごみ処分原価（単位：円／1トン）	14,980	15,896	20,648	17,750	18,391	20,900	21,671
ごみ処分量（単位：トン）	290,024	310,902	283,780	278,022	291,674	262,640	242,022
ごみ処分原価に対する使用料の割合 （単位：％）	家庭ごみ	平成15年度までの使用料は、可燃ごみと不燃ごみで別料金であり、家庭ごみと事業系ごみとで料金の区分はされていなかった。				16.75%	16.15%
	事業系ごみ					38.28%	36.92%
ごみ収集原価（単位：円／1トン）	21,978	21,163	21,377	21,839	20,834	19,960	21,766
ごみ処理原価（ごみ処分原価＋ごみ収集原価） （単位：円／1トン）	36,958	37,059	42,025	39,589	39,225	40,860	43,437

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
ごみ処分原価（単位：円／1トン）	22,172	29,626	27,834	25,706	22,446	18,798	18,518	
ごみ処分量（単位：トン）	230,704	170,135	171,961	170,975	169,997	173,327	180,591	
ごみ処分原価に対する使用料の割合 （単位：％）	家庭ごみ	15.79%	11.81%	12.57%	13.62%	15.59%	18.62%	18.90%
	事業系ごみ	36.08%	27.00%	28.74%	31.12%	35.64%	42.56%	43.20%
ごみ収集原価（単位：円／1トン）	21,349	29,493	27,562	25,660	25,178	23,452	21,766	
ごみ処理原価（ごみ処分原価＋ごみ収集原価） （単位：円／1トン）	43,521	59,119	55,396	51,366	47,624	42,250	40,284	

※平成24年度のごみ処分原価及びごみ収集原価は、決算見込額を基に算定した。

【資料2】直接搬入ごみ量



単位:トン

年度	事業系			家庭			合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	
15	84,857	70,136	154,993	1,550	1,987	3,537	158,530
16	78,012	45,542	123,554	1,605	2,121	3,726	127,280
17	68,379	37,487	105,866	1,226	1,885	3,111	108,977
18	64,458	31,700	96,158	908	1,858	2,766	98,924
19	48,149	3,754	51,903	1,304	462	1,766	53,669
20	43,083	2,285	45,368	1,479	659	2,138	47,506
21	43,253	2,034	45,287	1,585	594	2,179	47,466
22	42,507	3,222	45,729	1,578	472	2,050	47,779
23	43,665	2,294	45,959	1,787	413	2,200	48,159
24	44,986	3,249	48,235	1,957	491	2,448	50,683

※1. 平成16年度に事業系ごみ施設使用料改定。

※2. 平成19年度からあわせ産廃の受入れを廃止。

※3. 平成17年8月からリサイクル可能な紙類の清掃工場への持込を禁止した。

※4. 平成19年度からリサイクルプラザの供用開始による12分別の開始。

※5. 平成19年度からプラスチック製容器包装を除くプラスチック製品を可燃ごみとした。

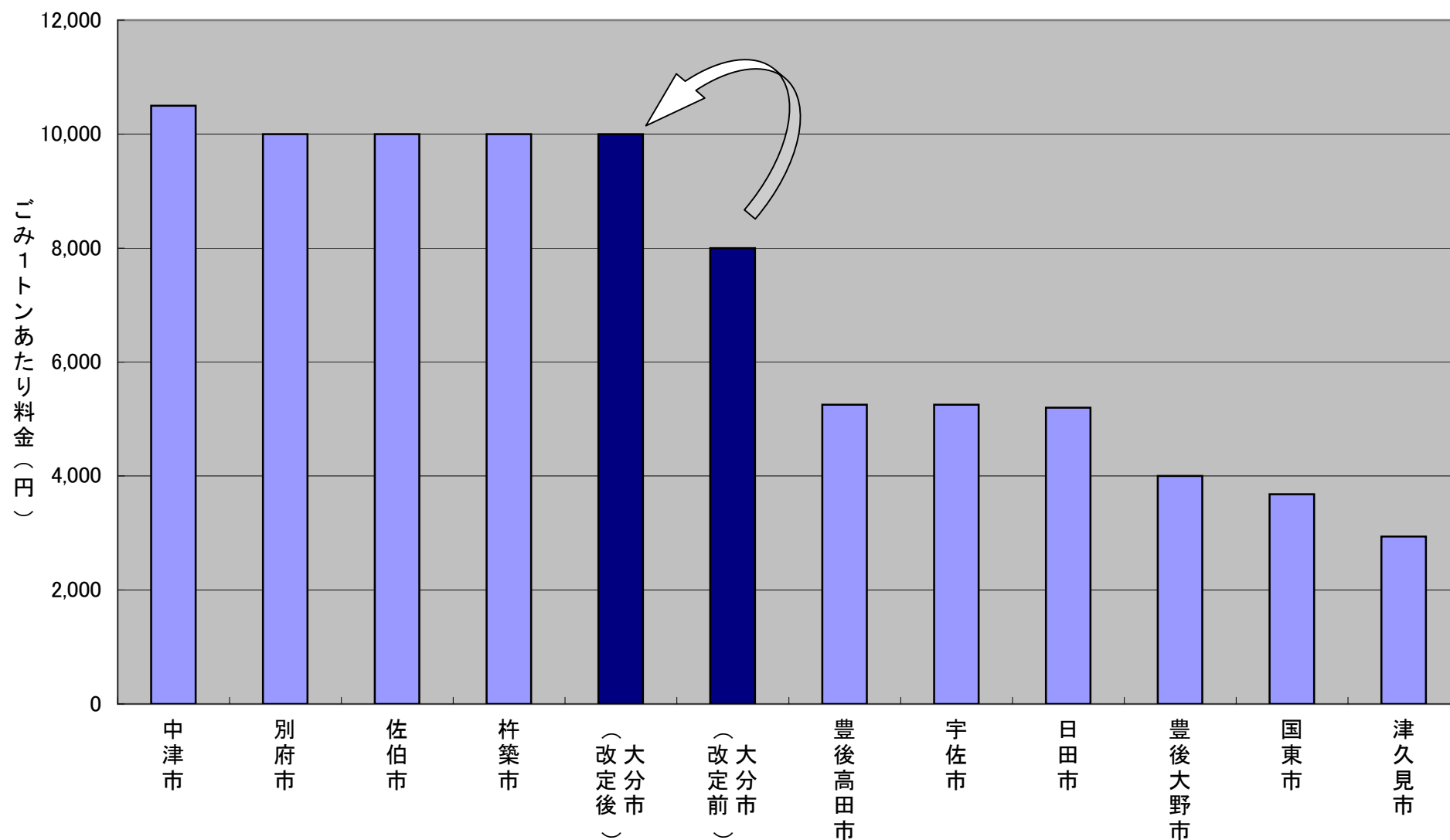
【資料3】他都市の使用料(自己搬入分)の状況 [県内市・九州県庁所在市・中核市]

平成25年4月現在 (単位:円)

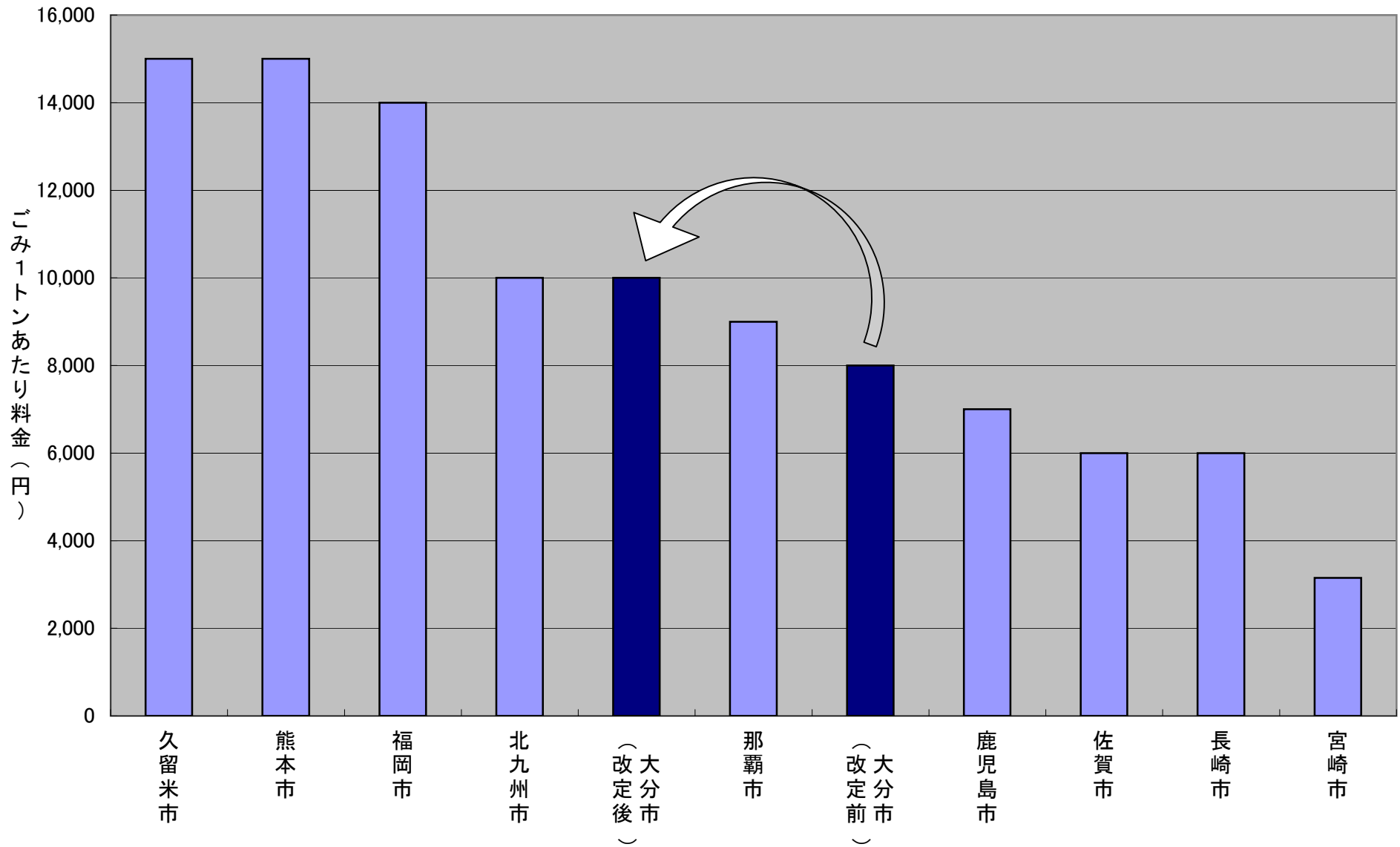
		家庭ごみ 100kg 使用料	事業系ごみ 1t 使用料			家庭ごみ 100kg 使用料	事業系ごみ 1t 使用料		
県内市	1	* 別府市	450	10,000	中核市	29	豊中市	870	8,700
	2	中津市	630	10,500		30	尼崎市	860	10,300
	3	* 日田市	800	5,200		31	○ 姫路市	1,000	10,000
	4	* 佐伯市	100	10,000		32	○ 東大阪市	900	9,000
	5	* 津久見市	110	2,940		33	高槻市	400	8,000
	6	* 豊後高田市	210	5,250		34	大津市	262	15,750
	7	* 杵築市	450	10,000		35	豊田市	600	10,000
	8	* 宇佐市	210	5,250		36	岡崎市	0	10,000
	9	* 国東市	530	3,680		37	豊橋市	0	10,000
	10	* 豊後大野市	200	4,000		38	○ 岐阜市	0	0
九州 中核市 及政令 指定都 市地、	11	○ * 福岡市	1,400	14,000		39	○ * 長野市	1,300	13,000
	12	○ * 北九州市	1,000	10,000		40	○ 金沢市	840	8,400
	13	* 久留米市	500	15,000		41	○ 富山市	1,800	18,000
	14	* 佐賀市	400	6,000		42	○ 横須賀市	1,500	15,000
	15	○ * 長崎市	600	6,000		43	○ 柏市	1,890	18,900
	16	○ * 熊本市	1,500	15,000		44	船橋市	0	21,000
	17	* 宮崎市	210	3,150		45	川越市	500	17,000
	18	鹿児島市	0	7,000		46	高崎市	0	15,750
	19	* 那覇市	210	9,000		47	前橋市	0	18,000
中核市	20	○ 高知市	1,200	12,000		48	宇都宮市	0	21,600
	21	○ 松山市	1,500	15,000		49	いわき市	100	10,000
	22	○ * 高松市	1,550	15,500		50	郡山市	525	10,500
	23	○ * 下関市	500	5,000		51	○ 秋田市	1,120	11,200
	24	○ 福山市	1,500	15,000		52	盛岡市	0	10,000
	25	倉敷市	0	13,000		53	青森市	0	10,000
	26	和歌山市	0	10,000		54	* 旭川市	指定袋での持込	7,500
	27	奈良市	0	10,000		55	* 函館市	252	3,360
	28	西宮市	600	9,000		56	大分市(現行)	350	8,000
				平均(無料、品目ごとを除く)		768	10,675		

※○は家庭と事業系の区別をせずに同額の使用料を徴収している市、\*は家庭ごみ有料化を実施している市。  
 ※家庭ごみ、事業系ごみとも焼却施設の使用料としている。

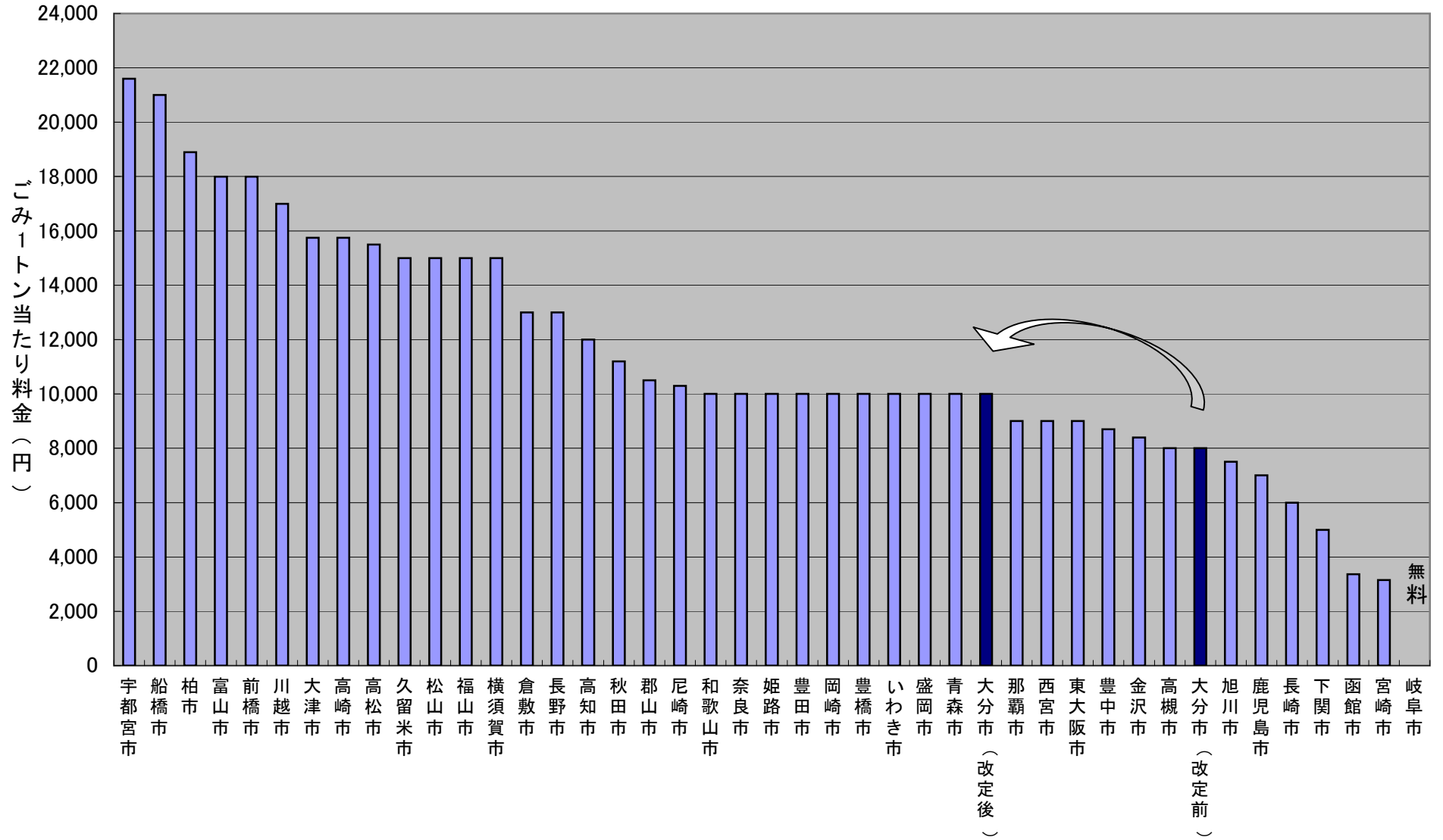
【資料4】大分県内各市のごみ処理施設使用料(事業系)



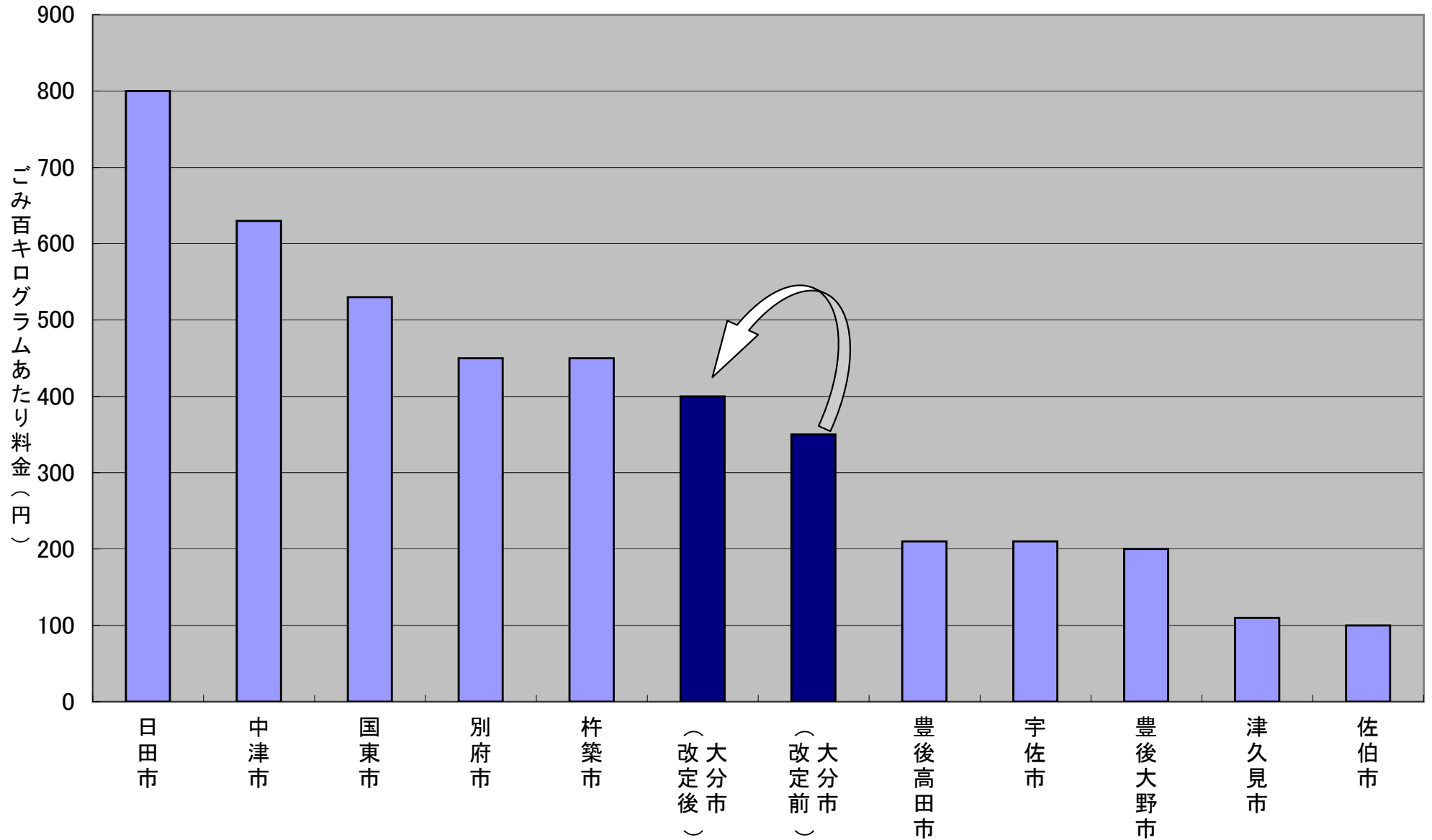
【資料5】九州内県庁所在地及び政令指定都市のごみ処理施設使用料(事業系)



【資料6】中核市ごみ処理施設使用料(事業系)

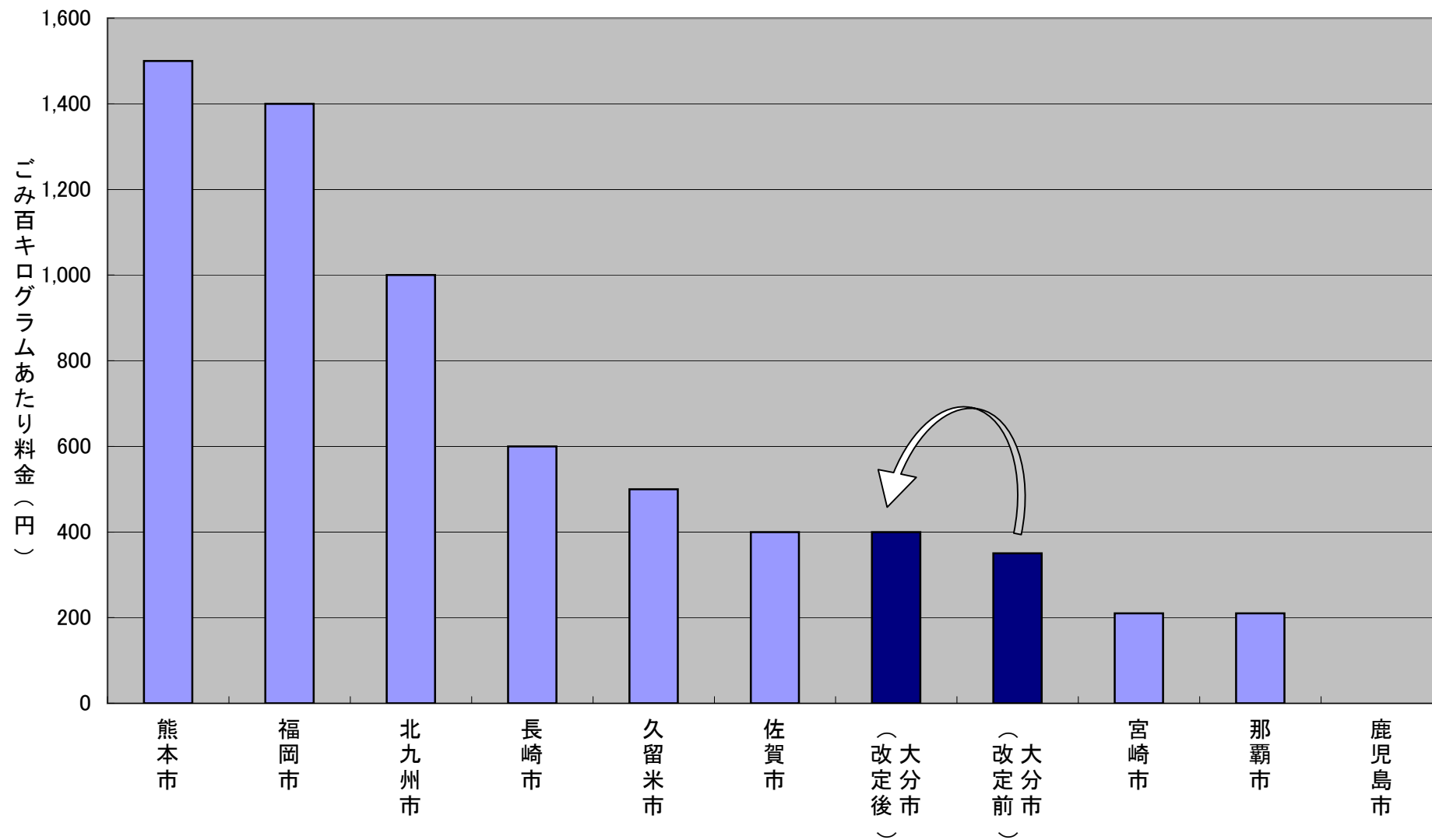


【資料7】大分県内各市のごみ処理施設使用料(家庭)

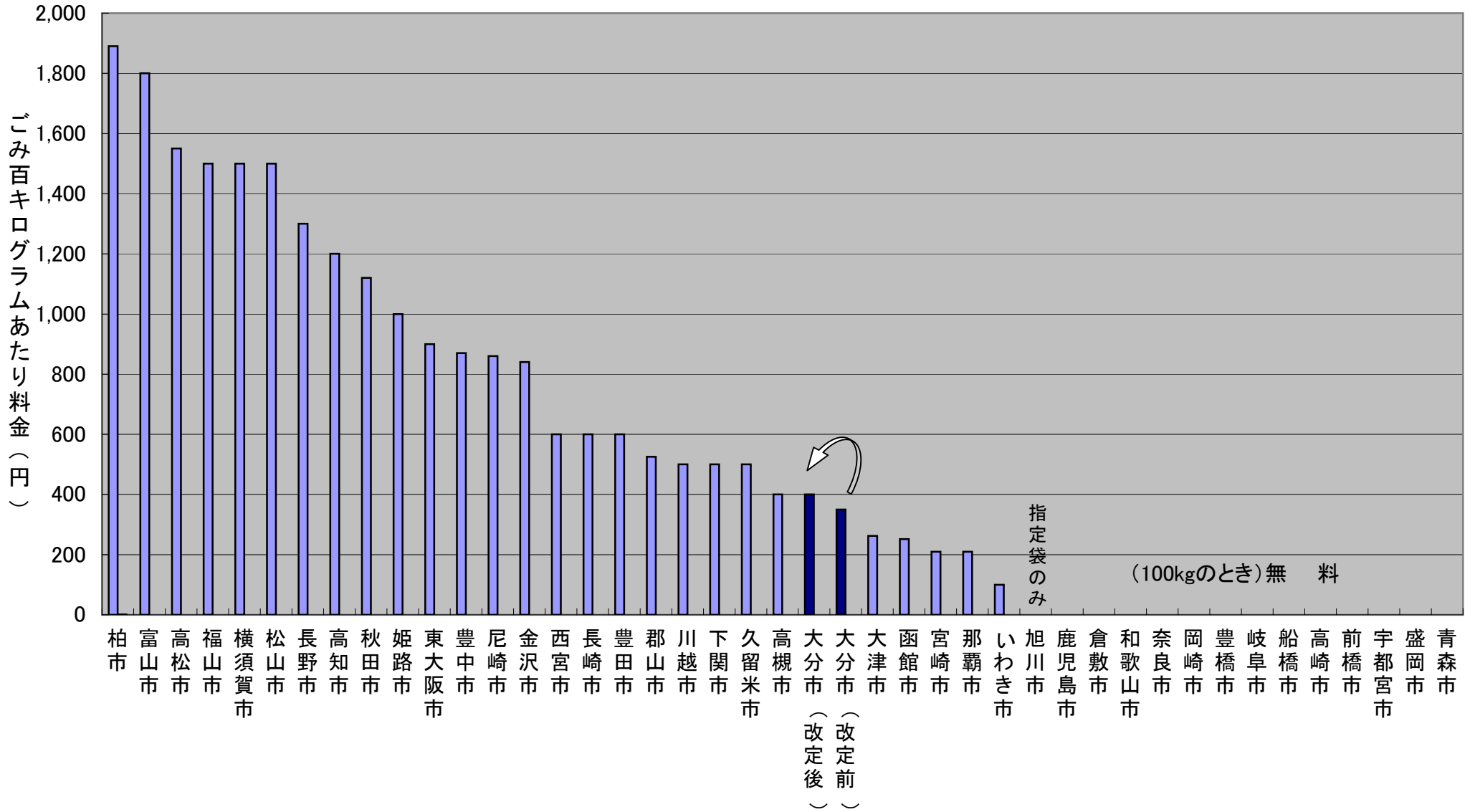




【資料8】九州内の政令指定都市及び県庁所在地ごみ処理施設使用料一覧(家庭)



【資料9】中核市ごみ処理施設使用料一覧(家庭の焼却施設)



【資料10】使用料改定による財政効果予測

年度	使用料収入 決算見込額 (円)	家庭ごみ		事業系ごみ		改定後料金で試算 した収入合計額 (円) ①+②
		24年度搬入量実績 (kg)	改定後料金で試算 した収入額(円)①	24年度搬入量実績 (kg)	改定後料金で試算 した収入額(円)②	
平成24年度	423,542,610	2,006,950	8,027,800	51,477,880	514,778,800	522,806,600

使用料改定による搬入量 (平成24年度比)	家庭ごみ		事業系ごみ		改定後料金で試算 した収入合計額 (円) (a)+(b)
	搬入量(kg)	改定後料金で試算 した収入額(円)(a)	搬入量(kg)	改定後料金で試算 した収入額(円)(b)	
97%	1,946,742	7,786,966	49,933,544	499,335,436	507,122,402
95%	1,906,603	7,626,410	48,903,986	489,039,860	496,666,270
92%	1,846,394	7,385,576	47,359,650	473,596,496	480,982,072
90%	1,806,255	7,225,020	46,330,092	463,300,920	470,525,940

【資料11】民間の事業系一般廃棄物処理施設料金一覧

処理業者 (大分市内)	1トンあたり料金(円)			
	木くず	竹	草	動植物性残さ
A社	10,000			
B社	12,000			
C社	8,000			
D社	12,000			
E社	12,000			
F社	12,000	20,000		
G社	15,000~20,000			
H社	10,000		10,000	
I社				9,000
J社				8,000~30,000
K社				その都度決定

【資料12】他都市の犬、猫等の死体の受入状況

[県内市、九州内県庁所在市・中核市・政令指定都市、平成25年7月現在]

		犬、猫等の死体				犬、猫等の死体			
		専用施設	一体の使用料(円)			専用施設	一体の使用料(円)		
県内市	1	別府市	×	0 (ごみと同額)	九州内政令指定都市及び県庁所在地	11	福岡市	×	ごみと同額
	2	中津市	×	420		12	北九州市	×	400 (但し、ペットは動物愛護センターに専用施設有)
	3	日田市	○	1,900		13	久留米市	×	0 (ペットはごみ焼却炉で処理せずに民間に処理を委託している。)
	4	佐伯市	×	ごみと同額		14	佐賀市	×	400 (家庭ごみ持込の最低料金と同額)
	5	津久見市	○	2,100		15	長崎市	×	収集のみ(直接搬入なし)
	6	豊後高田市	×	530		16	熊本市	×	ごみと同額
	7	杵築市	×	0 (ごみと同額)		17	宮崎市	○	2,625～
	8	宇佐市	×	ごみと同額		18	鹿児島市	×	ごみと同額
	9	国東市	×	ごみと同額		19	那覇市	×	ごみと同額
	10	豊後大野市	○	500					

※専用施設が○とは、ごみ焼却炉とは別に犬、猫等専用焼却炉があることをいう。

【資料 1 3】大分市廃棄物処理施設使用料の推移

		昭和47年4月1日施行	昭和51年4月1日施行	昭和55年4月1日施行	昭和61年9月1日施行				
使用料徴収の対象		事業系ごみ	事業系ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ				
可燃ごみ	産業廃棄物	貨物自動車4ト積以上 1回 1,500円 " 2ト積以上 1回 1,000円 " 2ト積未満 1回 500円	100kg 100円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと(20kg未満は20kgとみなす)に20円を加算	100kg 200円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと(20kg未満は20kgとみなす)に40円を加算	改定なし				
	一般廃棄物	貨物自動車4ト積以上 1回 80円 " 2ト積以上 1回 50円 " 2ト積未満 1回 30円							
	犬、猫の死体 一体につき 20円					犬、猫の死体 一体につき 100円	犬、猫の死体 一体につき 300円	改定なし	
	不燃ごみ	産業廃棄物				貨物自動車4ト積以上 1回 600円 " 2ト積以上 1回 400円 " 2ト積未満 1回 200円	最大積載量 2,000kg未満 400円 " 2,000kg以上 4,000kg未満 800円 " 4,000kg以上 1,200円	1,000kg未満 500円 1,000kg以上 2,000kg未満 1,000円 2,000kg以上 4,000kg未満 2,000円 4,000kg以上 6,000kg未満 3,500円 6,000kg以上 8,000kg未満 5,000円 8,000kg以上 10,000kg未満 6,500円 10,000kg以上 8,000円	500kg 250円 500kgを超えるときは、その超える20kgごと(20kg未満は20kgとみなす)に20円を加算
		一般廃棄物				無料			
		主な改正点				<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃物について単位を車輛の積載量から計量機による従量制に切替えた。</li> <li>産業廃棄物と一般廃棄物の料金体系を同じにした。</li> <li>可燃物・不燃物の料金を100%引き上げた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物を有料にした。</li> <li>可燃物の料金を100%引き上げ、不燃物については、一部適用区分の変更をし、料金を150~200%引き上げた。</li> </ul>	不燃物について単位を車輛の積載量から計量機による従量制に切替えた。	
1トン当たりの使用料		可燃ごみ	500円	1,000円	2,000円	2,000円			
	不燃ごみ	200円	400円	1,000円	750円				

		平成4年4月1日施行	平成6年4月1日施行	平成9年4月1日施行	平成16年4月1日施行	
使用料徴収の対象		事業系ごみ、家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ	
可燃ごみ		100kg 206円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に41円を加算	100kg 350円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に70円を加算	改定なし	可燃ごみ、不燃ごみ共通	事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物（事業系ごみ） 100kg 800円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に160円を加算
		犬、猫の死体 一体につき 300円	犬、猫の死体 一体につき 500円	犬、猫の死体 一体につき 510円		犬、猫の死体 改定なし
不燃ごみ		500kg 257円 500kgを超えるときは、その超える40kgごと（40kg未満は40kgとみなす）に41円を加算	100kg 200円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に40円を加算	改定なし		一般家庭から生じた多量の廃棄物（家庭ごみ） 100kg 350円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に70円を加算
主な改正点		・消費税分（3%）を転嫁	・可燃ごみを約70%、不燃ごみを約250%引き上げた。	・消費税分（5%）を転嫁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみと不燃ごみの料金を同額とし、事業系ごみと家庭ごみで料金を区分した。</li> <li>・事業系ごみの可燃ごみ料金を約2.3倍、不燃ごみ料金を約4倍値上げした。</li> <li>・家庭ごみは不燃ごみを可燃ごみの料金にあわせた。</li> </ul>	
1トン当たりの使用料	可燃ごみ	2,050円	3,500円	3,500円	事業系ごみ	8,000円
	不燃ごみ	790円	2,000円	2,000円	家庭ごみ	3,500円